

# 専門医療機関連携薬局 認定基準

## 法第6条の3第1項※

第1号 利用者の心身の状況に配慮する観点から必要な構造設備

第2号 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制

第3号 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制

※	No.	法施行規則で規定する基準の概要(条文から抜粋)	規則第10条の3
第1号	1	利用者が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備を有すること。	第2項第1号
	2	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。	第2項第2号
第2号	3	過去一年間において、利用者の治療方針を共有するためにがん治療に係る医療機関との間で開催される会議に継続的に参加させていること。	第3項第1号
	4	がん治療に係る利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報についてがん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。	第3項第2号
	5	過去一年間において、がん治療に係る利用者の半数以上の者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報についてがん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡させた実績があること。	第3項第3号
	6	がん治療に係る利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。	第3項第4号
第3号	7	開店時間外であつても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。	第4項第1号
	8	休日及び夜間であつても、調剤の求めがあつた場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。	第4項第2号
	9	在庫として保管するがん治療に係る医薬品を、必要な場合に他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。	第4項第3号
	10	麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局で調剤させる体制を備えていること。	第4項第4号
	11	医療安全対策に係る事業に参加する等、医療安全対策を講じていること。	第4項第5号
	12	常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して一年以上常勤として勤務している者であること。	第4項第6号
	13	がんに関する専門性の認定を受けた常勤の薬剤師を配置していること。	第4項第7号
	14	実務に従事する全ての薬剤師に対し、一年以内ごとに、がんに関する専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を計画的に受けさせていること。	第4項第8号
	15	地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対して、がんに関する専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を継続的に行っていること。	第4項第9号
	16	過去一年間において、地域における他の医療提供施設に対し、がんに関する医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。	第4項第10号